

今帰仁村グスク交流センター テナント出店者募集要項



令和8年8月
今帰仁村

今帰仁村グスク交流センター テナント募集要項

今帰仁村グスク交流センター テナント出店者を募集します。

1.趣旨

今帰仁村グスク交流センターにおいて、施設利用者の利便性の向上及び効率的な運営管理を図るため、テナントの管理運営を行う事業者（以下「乙」）を募集します。

2.拠点施設の概要

名 称：今帰仁村グスク交流センターテナント
所 在 地：今帰仁村字今泊 5101 番地
設 置 者：今帰仁村
管理運営：今帰仁村役場 経済課

3.募集内容

今帰仁村グスク交流センターテナントでの販売事業者

出店場所：施設内テナント ※別添施設平面図参照（別図 1、2）

募集店舗数：1 店舗（テナント A）

店舗面積：1 店舗 18.81 m²

キッチン面積：3.85 m²

使用料（賃料）：月額 20,000 円（村へ納付）

契約期間：令和 8 年 11 月（予定）～令和 14 年 7 月 31 日

※ 契約期間満了後について：契約期間の延長や自動更新はありません。
契約期間満了後は、次期出店者を決定するため、原則として再度公募を実施します。（次期公募への再応募を妨げるものではありません）

開業予定：令和 8 年 11 月 1 日（予定）

4.使用条件

- （1）テナントでは、販売・提供内容を特に限定しません。応募にあたっては、今帰仁村の魅力発信に資する取組（地元産品の取り扱い、今帰仁村の観光・文化・特産品の紹介、季節性を活かした企画、村内事業者との連携、来訪者向けの情報提供等）を提案してください。
- （2）契約者の直営とします。転貸は認められません。
- （3）従業員の雇用にあたっては、可能な限り今帰仁村の住民を優先してください。
- （4）今帰仁村内や北部地域で生産された農産物等を積極的に使用し、今帰仁村の地場産品の積極的な宣伝に努めてください。
- （5）営業上必要な許認可の申請、取得は自ら行ってください。

営業時間：通常期間（9月～4月）午前8時～午後6時

夏期延長期間（5月～8月）午前8時～午後7時

※年中無休（ただし、指定管理者および他のテナント出店者との協議により休業日を定めることができる）

電気料：電気料は、指定管理者が発行する納付書により、指定管理者へ納付する。

水道代：個別にて契約し、水道課へ支払い

光熱費：契約会社へ各自支払い

工事負担等：

- ・常設の設備（什器等含む）以外の工事費については、出店者の負担となります。※別表1参照
- ・出店者の過失・管理上の不備において生じた障害・破損等の補償および補修費用は出店者の負担とします。
- ・退店する場合、出店者が施行・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復し引き渡すこととします。

5.応募資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 原則として、今帰仁村内に居住する（住民登録のある）個人または今帰仁村内に事業所を有する法人であること。
- (2) 本施設の趣旨を理解し、管理運営に協力的であること。
- (3) 施設の指定管理者や他のテナント出店者と協調・協力ができること。
- (4) 安定した経営能力を有していること。
- (5) 優良なサービスを提供できる能力を有していること。
- (6) 営業に際して必要な許可・免許等を有する者
- (7) 公租公課を完納していること。
- (8) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている者でないこと。
- (9) 暴力団関係組織またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

6.募集及び選定スケジュール（予定）

(1) 募集要項の配布

令和8年8月3日（月）から令和8年9月15日（火）17時まで

(2) 配布窓口

今帰仁村役場 経済課 商工観光係（今帰仁村役場2階）
または村ホームページから各自で印刷

(3) 質問等受付

- ①募集要項等に係る質問等については、「募集要項等に関する質問書（様

式1)」に記入し「8.担当課」に mail にてお問い合わせください。なお、mail 以外の手段による質問等は受け付けません。(mail 送信後は確認のお電話を下さい。)

②質問受付期間 令和8年8月10日(月)～令和8年8月31日(月) 16時まで

③質問への回答方法

mail により回答いたします。また、公平性を期すため、質問内容と回答は村ホームページにも随時掲載します。

(4) 書類提出期限

令和8年9月15日(火) 17時まで(期限厳守)

(5) 候補者の選定

一次審査(書類審査) 9月下旬(予定)

二次審査(面接審査) 10月上旬(予定)

(6) 契約

令和8年11月(予定)

7.提出書類

下記書類をまとめたものを20部(正1部副19部)提出すること。
規格はA4版で作成し、冊子化してください。また質疑等が容易となるようページ番号を付番してください。提出方法は「8.担当課」まで持参すること。
提出された書類や資料は返却しません。また、提出後の内容変更は認められません。なお、提出書類の記載事項に軽微な不備がある場合は、担当課から補正を求める場合があります。

(1) テナント出店申込書(様式2)

(2) 出店計画書(様式3及び別紙)

(3) 収支計画書(様式4)

(4) 会社(店)概要書(様式5)

(5) 法人の場合は、登記簿の謄本または定款又は規約※個人の場合は不要

(6) 代表者の住民票抄本

(7) 納税証明書(未納がないことがわかる証明書) 過去3年分

ア、法人の場合は、主たる事業所のある市町村の法人住民税および
固定資産税等

イ、設立1年未満の場合は、代表者の住民税および固定資産税等

ウ、個人の場合は、市町村の住民税および固定資産税等

(8) 前各号に定めるもののほか、選定委員長が必要と認める書類

8.担当課

今帰仁村役場 経済課 商工観光係

〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219 番地

Tel : 0980-56-2256

mail : shokan@vill.nakijin.lg.jp

9. 選定

下記の基準により評価を行い、選定します。

(1) 審査基準

① コンセプト対応

施設が目的とする事業に適合する業態やサービスの提供であるか。

② 施設利用者への貢献

利用者に対し、魅力ある商品を継続的に提供し、本施設を魅力あるものにしていく力があるか。

③ 経験・実績

経営者・スタッフが業界において経験を有し、営業実績があるか。

マネジメント技術、衛生や接客などに精通した管理ができるか。

④ 事業計画の妥当性

事業の実績あるいは経営者の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性があるかどうか。

⑤ 商品開発力

地場産の食材を活かしたメニューの提供や今帰仁らしい商品、オリジナリティのある商品等を開発できるか。

⑥ 村への波及効果

営業活動や従業員の雇用において、今帰仁村に経済的な波及効果（村民の雇用および農産物等の活用等）があるか。

⑦ 経営理念・安定力

取引先の支払いはもとより、施設内での営業を続けていくための負担について、トラブルが生じないように、一定の財務内容や資金調達の裏付けを有しているか。

(2) 選定方法

今帰仁村公の施設選定委員会において、書類審査及び面接（プレゼンテーション）審査により選定します。なお、書類審査の結果をもって落選となり面接（プレゼンテーション）審査への参加を要請しないこともあります。

① 一次審査 書類審査（概ね3団体を選定）

② 二次審査 面接（プレゼンテーション）審査

*面接（プレゼンテーション）審査の日時や場所・方法等については、後日該当する方に対し文書で通知します。

*面接（プレゼンテーション）審査の出席者は2名以内とし、統括責任者については必ず出席して下さい。また、出席者は原則として統括責任者及びその団体員とします。

10.失格

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員または担当部署の職員等関係者に選定に対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 申込書の提出後、契約締結までの期間に本要項の応募資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要項に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

11.その他

- (1) 開業後、正当な理由なく一定期間休業した場合は勧告を行う。
- (2) 勧告後、改善が見られない場合は契約を解除するものとする。
- (3) 契約解除となった場合、出店者が施行・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復を行い引き渡すものとする。